

○サービス一覧【岐阜県】

【注意事項】

- この表は、令和5年10月26日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。（詳しくは、事前に各担当課等へご確認願います。）
- なお、一部のサービスについては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和5年10月26日現在
(随時更新中)

番号	サービスの名称 (制度・事業等)	概要 (サービスの内容等)	対象条件・必要書類	URL	宣誓書受領証 の提示		問い合わせ先		備考
					必要	不要	担当課	電話番号	
1	県営住宅の入居申込み・同居承認申請	県営住宅へ入居・同居にかかる申請で親族に該当	同居親族の要件に該当	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3278.html	○		住宅課	058-272-1111 (内線4836)	
2	面会、緊急連絡先の指定、治療方針の説明		なし	https://www.gifu-hp.jp/	○		岐阜県総合医療センター	058-246-1111 (内線6011)	家族として扱う
3	面会、緊急連絡先の指定、治療方針の説明		宣誓書受領証(もしくは他自治体交付の同様の証明書)を病院に提示した者または患者本人ないし血縁者に確認ができた者	https://www.tajimi-hospital.jp/	○		県立多治見病院	0572-22-5311 (内線2219)	家族として扱う
4	面会、緊急連絡先の指定、治療方針の説明	入院時の身元引受人として選任患者への病状説明等の際の同席感染症流行時等、面会制限がある場合同居家族と同等扱い手術等の同意	患者本人の意向を尊重(本人の意向が確認できない場合は宣誓書等により確認)	https://www.gero-hp.jp/index.html	○		県立下呂温泉病院 医療相談室	0576-23-2222 (内線1118)	家族として扱う
5	面会、緊急連絡先の指定、治療方針の説明	面会等に関し原則家族として扱う	岐阜県から宣誓書受領証の交付を受けていること	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13518.html	○		県立希望が丘こども医療福祉センター	058-233-7121	家族として扱う
6	生活保護制度	生活保護の相談、申請手続きの円滑化	-	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6503.html		○	地域福祉課	058-272-1111 (内線3450)	相談・申請窓口は、各市福祉事務所、各県事務所福祉課及び岐阜地域福祉事務所
7	心身障害者扶養共済制度	障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度。	○加入者の要件 心身障害者の保護者であつて加入時において次に掲げる要件に該当するものとする。 一 県の区域内に住所を有すること。 二 六十五歳未満であること。 三 特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象となることができること。 ○障害者の要件 次の各号のいずれかに該当する者であつて、将来独立して自活することが困難であると認められるもの。 一 知的障害者 二 身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該当する障害を有する者 三 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前二号に掲げる者と同程度と認められるもの ■ 加入に必要な書類 一 加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し 二 申込者(被保険者)告知書 三 心身障害者の障害の種類及び程度を証明する書類 四 あらかじめ年金管理者を指定する場合は、年金管理者指定届書	https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11226/	○		障害福祉課	058-272-8309	

○サービス一覧【岐阜県】

【注意事項】

- この表は、令和5年10月26日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
- 掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したのから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件(収入や同一生計等)を満たす必要があります。(詳しくは、事前に各担当課等へご確認願います。)
- なお、一部のサービスについては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和5年10月26日現在
(随時更新中)

番号	サービスの名称 (制度・事業等)	概要 (サービスの内容等)	対象条件・必要書類	URL	宣誓書受領証 の提示		問い合わせ先		備考
					必要	不要	担当課	電話番号	
8	住居確保給付金	給付金の相談、申請手続きの円滑化	—	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13214.html		○	地域福祉課	058-272-1111 (内線3452)	相談・申請窓口は、各市の生活困窮者自立相談支援窓口、各町村は岐阜県社会福祉協議会
9	DV相談	パートナーからの暴力(DV)相談		https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5435.html		○	女性相談センター、各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所	別添URL記載の番号のとおり	電話での相談は性別問わず相談可能。女性相談センターの来所相談は女性のみ。
10	ぎふっこカード(岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業)	「ぎふっこカード」を持つ子育て世帯(県内に在住する18歳未満の子どもがいる世帯・妊娠中の方がいる世帯)が、買い物や施設利用など応援キャンペーン事業参加企業・店舗等で特典・応援サービスが受けられるもの。	幼稚園、保育園、学校等を通じて定期的に交付しているが、随時の交付の際は下記の方法による。 ①市町村等の窓口交付 本人及び18歳未満の子どもがいることが確認できる書類(保険証、母子健康手帳など) ②郵送交付 申請者(保護者)の方の身分証明書(免許証、保険証等)の写し及び18歳未満の子供がいることが確認できる書類(保険証、母子健康手帳等)の写し	https://kosodate.pref.gifu.lg.jp/?act=card_about		○	子育て支援課 少子化対策係	058-272-1111 (内線3535)	
11	里親制度	養育里親として登録	里親登録申請書 等	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26987.html		○	子ども家庭課	058-272-8325	
12	障がい者に対する自動車税の減免	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方が所有又は取得する自動車について、自動車税(環境性能割及び種別割)の減免を行っています。	県ホームページ参照	https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/349336.pdf		○	税務課	058-272-1153	生計を一にする方が運転する場合で、他の要件に該当する場合は、パートナーシップ宣誓をしていなくても対象となります。詳しくは、県ホームページをご覧ください。
13	犯罪被害者等に対する支援	・犯罪被害者等に対する無料法律相談・無料カウンセリングの実施 ・転居費用の助成 ・二次的被害防止・軽減対応弁護士費用助成	殺人、強盗致死傷などの対象犯罪の被害に遭われた被害者または家族もしくは遺族で、県内に居住し、その他要綱に定める要件を満たす方	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/261562.html		○	県民生活課	058-272-8205	
14	セーフティネット住宅情報提供	住いの確保に配慮を要する方(住宅確保要配慮者:低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、LGBTほか)の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供 住宅確保要配慮者の入居相談等に対応する居住支援法人の情報(連絡先等)を提供	無し	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16661.html		○	住宅課	058-272-8693	